

社会福祉法人文京区社会福祉協議会広報紙「文社協だより」広告掲載取扱要綱

平成28年10月21日決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、文京区社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が発行する広報紙「文社協だより」への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載基準)

第2条 掲載できる広告は、区民生活の向上および地域福祉の向上に資するものとし、次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (4) 思想、信条、政治又は宗教に関するもの
- (5) 意見又は個人の氏名を広告するもの
- (6) 第三者をひぼう、中傷又は排斥するおそれのあるもの
- (7) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (8) その他、掲載する広告として適当でないと協議会会長（以下「会長」という。）が認めるもの

(広告の規格等)

第3条 広告掲載は、1面及び最終面とする。広告の位置及び規格は別表第1のとおりとし、掲載料は別表第2のとおりとする。

(広告の掲載回数)

第4条 広告の掲載回数は、原則として1回又は連続6回とする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告の掲載を希望する者は、会長が定める申込み期間内に広報紙「文社協だより」広告掲載申込書（別記様式第1号）に、次の各号の書類を添付して、会長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要
- (2) 広告案

(広告の掲載決定等)

第6条 会長は、前条による申込みがあったときは、速やかに審査のうえ広告掲載の可否を決定する。この場合において、広告の申込みが当該広告掲載件数を超えたときは、次の各号の順位に従って決定する。

- (1) 賛助会員又は特別賛助会員
- (2) 国、地方公共団体及び公共的団体
- (3) 区内に本社、支店、営業所、店舗等を有する事業者
- (4) 前三号に掲げるもの以外の者

- 2 前項の規定によっても同一順位の場合は、抽選で決定するものとする。
- 3 第1項の審査にあたり、会長は必要に応じて掲載申込者（以下「広告主」という。）に対し、広告主に関する資料を求めることができる。
- 3 第1項の規定に基づき、広告掲載の決定したときは広告掲載決定通知書（別記様式第2号）により、掲載できないと決定したときは広告掲載不承認通知書（別記様式第3号）により、広告主に通知するものとする。
- 4 前項の規定に基づく掲載決定の通知を受けた広告主は、広告原稿を作成し、会長が指定した期日までに提出するものとし、その作成経費は、広告主の負担とする。

（広告の掲載料の納入）

第7条 広告主は、会長の指定する期日までに、別表第1に定める掲載料を一括して納入するものとする。ただし、会長が特に認めた場合は、期日を変更することができる。

（広告の掲載料の返還）

第8条 既納の掲載料は返還しない。ただし、会長が特に必要があると認めたときは、その一部又は全部を還付する。

- 2 前項の規定により還付する掲載料には利子を附さない。

（広告主の責任）

第9条 広告主は、掲載する広告及び広告内容に関する一切の責任を負うものとし、広告掲載の結果、協議会又は第三者が権利侵害、その他不利益や損害を受けた場合は、法的、倫理的責任等、一切の責任を広告主が負うものとする。

（広告掲載の取消し）

第10条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、掲載の決定を取消すことができる。

- (1) 第2条の規定に反すると認めるととき
 - (2) 広告主が協議会に広告原稿を提出しなかったとき
 - (3) 広告主が期日までに掲載料を納入しなかったとき
 - (4) その他、会長が特に必要と認めたとき
- 2 前項の規定により掲載の決定を取り消した場合、既納の掲載料は返還しない。ただし、広告主の責めに帰することができない事由による場合は、この限りではない。

（広告掲載の取下げ）

第11条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げができるものとする。

- 2 前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、広告主は書面により会長に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、既納の掲載料は返

還しない。ただし、広告主の責めに帰することができない事由による場合は、この限りではない。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

広告の位置	タブロイド判 1 1 段組のうち下 2 段
広告の規格 (1 枠あたり)	フルカラー 縦 6 cm × 横 6 cm

備考：複数枠の使用可。

別表第 2 (第 3 条関係)

1 枠あたりの掲載料

掲載料	1 面	最終面
初回	30,000 円	25,000 円
1 回	40,000 円	35,000 円
連続 6 回	192,000 円	168,000 円

2 コマ連続使用…5,000 円引き

3 コマ連続使用…10,000 円引き

4 コマ連続使用…15,000 円引き

備考：掲載料には消費税を含まない。